

# わたりシーサイドベース使用条件

本条件は亙理町産業交流多目的施設「わたりシーサイドベース」（以下「本施設」という。）の使用について定めるものです。実際に本施設を使用いただく際には、本条件にご同意いただいたものとみなします。

## 1. はじめに

亙理町産業交流多目的施設設置及び管理に関する条例並びに亙理町産業交流多目的施設管理規則、本条件を遵守してください。違反した場合は、使用許可を取り消す場合があります。

## 2. 運営管理責任について

使用期間中において発生した事故については、使用者自身のみならず関係業者や来場者の行為であっても全て使用者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期してください。

## 3. 免責及び損害賠償

使用期間中に施設内において生じた盗難・破損等全ての事故について施設側は一切の責任を負いません。使用期間中に施設・設備・備品等を損傷または紛失した場合は、使用者に損害を賠償していただきます。

## 4. 禁止事項

次の項目に該当する行為は固く禁止します。

- ・建物・設備・備品等への糊付け、貼り紙、釘打ちなど原状回復を困難にする行為。
- ・本施設の膜面へ物品を立てかけるなど負荷のかかる行為。
- ・屋内及び大庇スペースでの火気使用。
- ・屋内スペースへのペット類の持ち込み。
- ・大音量、振動、悪臭の発生など、周囲に迷惑または不快感を及ぼす恐れのある行為。
- ・施設、設備等を汚損、破損させる恐れのある行為。
- ・発火または引火性の物品や危険物のお持ち込み。
- ・所定の場所以外での喫煙。
- ・その他、本施設が管理、運営上、不相当と認める行為。

## 5. 使用の申込

「使用許可申請書兼減免申請書」を使用する日の7日前までに提出してください。なお、その際に実施内容が分かる資料を添付してください。

## 6. 使用後の報告

使用后7日以内に「使用報告書」を提出してください。なお、特記事項に使用者数を記入してください。

## 7. 使用料の支払い

使用后7日以内に使用料をお支払いください。

## 8. 使用の取り消し・使用の中止

次の項目に該当する場合は、使用を中止させ許可を取り消します。この場合、使用料は全額支払いいただきます。また、このために生じた損害の賠償はいたしません。

- ・「使用許可申請書」の記載に偽りがあった場合、もしくは申請時と使用時の使用内容が大きく異なる場合。
- ・本施設の指導に従わない場合
- ・使用の権利を他に転貸・譲渡した場合
- ・法令又は公序良俗に反するおそれがある行為。
- ・暴力団その他反社会的勢力の利用。
- ・使用条件に反する行為。

## 9. その他注意事項

- ・使用期間中、責任者は必ず施設内に常駐してください。
- ・使用中に発生したゴミ等は、必ず使用者がお持ち帰りください。
- ・使用終了後は、施設の原状回復と清掃を使用者で行ってください。

本条件は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、申請の時期に関わらず、変更後の条件に従っていただきます。